

# 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年5月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和5年5月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 15時30分～16時45分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室
3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	4 番	野田	孝光	6 番	大西	敬一	7 番 森田 優二

農地利用最適化推進委員 10 名

### 4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 議案第20号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項について
- 6 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による公告した農用地利用集積計画の一部取り消しについて
- 7 報告第13号 耕作証明書について
- 8 報告第14号 合意解約について
- 9 報告第15号 非農地判断について
- 10 報告第16号 許可不用転用届について

### 5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥	課長補佐	松崎	邦寿
主 査	前川	俊司	主 査	松永	ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですが、始めさせていただきます。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、4番 野田委員、6番 大西委員、7番 森田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者3名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員10名全員のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、5月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく願いいたします。

議長 はい、こんにちは。山間の方は、もう苗床は終わったんですか。  
2番 終わりました。  
議長 木倉の方はどうですか。まだ。  
12番 もうそろそろですね、あと2日後、今週くらいですね。  
議長 いつも言ってますけど、皆さん空いたら、手伝いに来てください。誰も来たことないけんね。毎回、言いよるばってん。よかなら今年こそはよろしく願いしておきます。今日は、皆さん御存じのとおり、このあと歓送迎会ということが予定されておりますので、ちゃちゃと進めてまいります。それでは、議案第19号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。あっ、その前に議事録署名員に10番 渡邊委員、11番 芥川委員よろしく願いをいたします。  
事務局 議案書の1ページをお願いします。  
《議案第19号を説明》

議長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①について担当の福島委員説明をお願いいたします。  
12番 はい。議長、審議が始まる前に、ここの開発に関する事で町に質問をしたい。よろしいでしょうか。  
議長 はい。どうぞ。どのようなことでしょうか。  
12番 この審査に全く関係ないというわけではないのですが、関連しているということで聞いていただきたい。開発計画の説明会が、昨年の8月から3回行われているというようなことなんです、3回行われているという確証をもたなん、この説明会に耕作者が全然参加していない。そういうことがあって、情報が

全然入ってこない耕作者に。地権者に聞いても「何をいいよつとな。」しかも、もう既に8月ならば種もみの段取りがしてあるはずで、農協あたりには、2年前には注文を受けますので、非常に、この時に説明会にやっても、迷惑をかけたかもしれないですけど、もうちょっと優しくしていただけないかと。情報が出てこないということは、何の対応も出来ない。同じく、農業振興整備推進協議会の委員さん、私を含めて農業委員には、事前に告知があつてよかつたんじゃないかな。情報は知っとくべき、どういう規模で、この付近がかかりますということを知っとくべきではないかな。特に耕作者は、知っておくべきではないかな。関係者とかおられますけど、3反とか5反とか耕作されている方がおられる。下手したら新しい農地を見つけないかもしれないし。そういうことも考えられるものですから何でそういうことがあつたのか、ほかにも色々ありますけれども、これが基本的なことではないかなと思いますので、この点もお聞きしたい。よろしくお願いします。

議 長 福島さん、質問は今の1件で、農振委員も参加していない、農業委員も参加していない、耕作者も参加していない、それだけですか。

12 番 一応、私としては、今回は、これだけの件を知りたいなど。地権者は当然ですけど、少なくとも耕作者は入っていないと。

議 長 地権者が一番かも知れんけど。それでも、耕作しているのは、地権者じゃないと、耕作者から。

12 番 実は、地権者から、耕作者の一人なんですけど、情報が全く入ってこないんです。あとの議案の方に入っているのですが、利用権設定の入っている土地ですけども、その合意解約書を持ってこられたのが、4月の中頃ですよ。もう半月位。そういうこともあるもんだけですね。

議 長 種もみの注文はとっくの昔に挙げているんでしょう

12 番 そうです。私の場合は、少ない方ですけども、ほかの人たちは、かなり荒れているのではないかな、と思いますので、その辺をお伺いしたいなど。何もこの後の審議に影響するものではありません。ただその辺をちょっと自分としては、整理しておきたいなどということです。

議 長 わかりました。福島委員からすれば、その時に対応を丁寧にしておくべきではなかったか。どうして農業委員や農振委員

を同席させなかったのか。ですよ、それを明らかにしてもらいたい。それでは、当該部局での説明を、今のあがったところを説明してください。

木山係長

私、商工観光課企業誘致係の木山と申します。福島委員からの質問についてお答えします。木倉地区における5haの物流開発につきましては、令和4年度の初めから計画構想が始まりましたが、8月から地権者への説明会を計4回行わせていただき、周辺住民説明会を1回行わせていただきました。本案件は、雇用促進と町の発展を見込む企業誘致案件であることから、町主催で説明会を行ってきた経緯があります。地権者への説明の中で、開発申請者である林代表からも、「地権者の皆様から耕作人の方への周知徹底をお願いします」とお伝えしましたが、今、福島委員からもありましたように、地権者から耕作人へ情報が確実に伝わっていませんでした。また、農業委員の皆様に対し、説明会の出席を依頼しておくべきだったと反省しております。今後、また別の場所で開発案件が出た際には、必ず農業委員さんの皆さんへ周知し、説明会等へも参加できるように実施していきます。本当に申し訳ございませんでした。

議 長  
12 番

福島さんは、今の答えで、説明でよろしいですか。

はい、実は、先ほど議長が言われましたけれど、まだ色々あつとですよ。一番肝心なことだけをお聞きしました。何日か前の報道では、どうもあれをモデルに今から開発計画を勧めていきたいということですので、特に気を付けてもらいたいなど。と私は思います。

議 長

あそこは、優良農地だからですからね。場所的にも、あんなところは、農振が外れるはずがないんだからね。農振見直しに駆け込んでから、どうも裏のにおいがする。あんまりやり方があれだけん。かえってみんな邪気を回すんだよね。

12 番

そこまで言うと、だから私は、そこまで踏み込んでいません。今度は、その辺も含めて考えていただきたいなど。今後そういう方針でやっていただくようお願いいたします。

議 長

もうちょっと丁寧な説明をしながら進めないといけないかなと。

2 番

この間、現地視察してね、あそこが物流倉庫というけど、「メインは何ですか」と聞いた時に、「それは言えない。」言えない

- ということは、どういうことですか。
- 木山係長 今回の施設が、賃貸型の倉庫ということで、5棟に対して、テナント企業が概ね確定しつつあり、倉庫オーナーとの仮契約が進められている状況です。これらのテナント企業は、御船町外の工業団地などから移転されてくる企業もあります。仮契約の段階で名前を公表されると、既存団地との契約に影響してくることから、現時点では公表できないということです。
- 2 番 なら、そういう風に説明するとよかった訳でしょ。言えない、言えないとかじゃなくて。何か不審なものをおくんじゃなくて
- 木山係長 進出してくる企業は、全て大手の企業様です。
- 2 番 そうであるなら、そういう風に説明してくれと。
- 議 長 俺もそう思う。地元の農業委員の福島さんもそれで良いといいなはったんだと思う。
- 13 番 地権者には連絡はいつているのですか。
- 12 番 勿論、地権者にはいつてますよ。
- 議 長 町主導、今回は町主導というけども、もうちょっとそういう話がありますよと、まだ前段の時に農業委員会にあげてもらいたいね。
- 12 番 あの、耕作者の方に、別の機会でもいいけど、ぎゃんぎゃんしてできますよとしてもらおうと、それでもいいんじゃないかな。
- 議 長 やっぱ、何人かの人たちは、なんで農業委員会はこんなところを通したかと思っとらすよ。
- 12 番 おそらくその辺はあると思います。
- 13 番 それが、ふつう思うですね。
- 議 長 あれは、おったいの責任じゃなかとにな。
- 12 番 農振委員に聞いたばってん、「おら話は聞いとらん。分からん」としか答えられなかったというのが。
- 議 長 情報が無いからですね。それは、「町主導だから町に聞いてください」と、そんなことを言っても、俺たちの言い逃れとしか受け取らっさんもん。あの人たちは。やっぱ、農地イコール農業委員会と思っておらすからね。もう次は無かごつとってね。どがん、町主導でしたっちゃたい。もっと早い段階でこっちに話を上げてもらわないといかん。今回のは、農振見直しに入れ込んだ格好だから。今回のは、明らかに 100% そうですから。次はこんなやり方はせんけん。
- 13 番 今度からの土地は、耕作者にも町の方から調査して通知をす

るんですか。

木山係長  
13 番

今度する場合ですか。

今度する場合は、そこまで町がしなはった方がよかじゃないですか。どじゃんですか。

木山係長

農業委員会に利用権等の届けが出てる分については、私たちは把握することができますので、そういうことは、連絡をとっていきます。

13 番  
議 長

町の方から連絡することですね。

それでは、今度から町の方にも丁寧な対応をしてもらうとして、福島委員、説明に入ってください。

12 番

はい、どうも、すいません、ありがとうございました。仕事の  
には・・・

それでは、本来の審議案件に入らせていただきます。①番と②番が関連というより一緒に隣接しておりますので、一括して説明してよろしいでしょうか。

議 長  
12 番

はい。

一応、分けて説明しますけども、隣同士ということで行きたい  
と思います。まず、説明資料の6ページ、ここに地図があります。  
この間の4月10日に参加された方は、現地に行かれたと思  
いますので、分かると思います。1件目はこの中のピンクの  
部分です。南側の土地の約3分の1位。この部分が〇〇（譲受  
人）ということで申請がでております。図面が7ページ、8ペ  
ージに写真があります。3ページをご覧いただきたいと思いま  
す。農地区分は2種農地、地目は田です。面積は10筆で11,803  
㎡、申請地の東側西側南側が道路、北側が隣接の開発地域、〇  
〇の開発地域の農地になります。申請人は、福岡で不動産の販  
売・仲介・賃貸などを一体的に管理している大手でございまし  
て、御船町は九州の中心として貸倉庫を作るにはいい場所であ  
るということで、色々と探していたところ今回の場所が出てき  
たということで5条の申請ということになった。一般基準の  
1から10の該当する部分については、周辺農地の状況から影  
響を及ぼすことはありません。それから排水につきまして、倉  
庫の水が入った時に響くということですが、調整池を設けて、  
〇〇部分と〇〇部分に排水路がある、そこを通過して調整池を通  
して水を流す、そして、最終的には、ホームセンターの横の〇  
〇川に流すということになっています。ですから、排水同意に

についても既に取得しております。あと、今回は倉庫ですから、大型車両が入る、大型車両については、直接国道には出さないということでございます。それはどういうことかと申しますと、②番の申請地内の道路を通過して、北側に県道がありますけれど、県道に出てもらおうということでございます。そのことも②番の方で対応したいと思っております。一応、①番の説明は以上で、次は申請番号②番の方に行きたいと思っております。説明資料の13ページ、先ほどの同じ図面ですけれども、今回は黄色の部分、申請番号②番の開発地域になります。14ページに図面、15ページに写真が入っております。これは、10日に現地を見ていただいた方は、現地での配布された図面を縮小した形になります。それでは、10ページをお開きいただきたいと思っております。農地区分は第2種農地、ということで転用には問題ないということになっております。地目は田、22筆で35,919㎡、申請地の西側北側は道路、南側は先ほど言いました申請番号①番の開発地ということになります。申請人につきましては、福岡で不動産の開発、売買・仲介、倉庫の貸倉庫業等を大々的に営んでいる法人、住所が同じですので、関連会社かなんかかなと思っております。これも御船町が九州の中心ということで適地が無いかということで探していたところこの場所が見つかったということで5条申請に至っております。一般基準の1から10につきましては、該当する箇所につきましては、ここに用水路、排水路、道路が通っていきまして、用水路はここを通過して、下流域に水を流さないといけない、その辺の機能は確保する、それから今農道という形でトラクターとか通る、〇〇方面に行く道路として、「道路、用水、排水機能は維持をします」と「迷惑はかけません」ということは説明を受けています。それから排水については、まとまりますので、調整池を設けて最終的には〇〇川の方に流すということでございます。それともう一つ、大型車両については、平面図を見ていただいているいいですか、14ページの図面を見ていただいてもらっているいいですか、この中に先ほど言いました用水路とかは、真ん中に縦に入っている、今でもここを流れている、排水については、先ほど言いました①番との間に排水溝が入っている、この辺は維持をする、このまっすぐの道路についても維持をする、この道路については、幅員は9m、しかし、2mはこれがありますので、現状と同じ程度の幅の道

路しかない。真ん中の横の方に道路がありますけれども、これを利用して、車両を北側に行って県道方面に車両を出す、大型車両については、真ん中の道路を使って、出入りをするという説明を受けております。そういう結果から許可相当ということにしております。①②につきまして、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対してご質問・ご意見はありますでしょうか。

3 番 はい、先ほどは、説明では、探していたところが、会社自体で探したんですか。そもそも町がこんな土地はありますよとか。

12 番 その辺はどうなんでしょう。

議 長 それについては、当該部署がいる時に聞いてもらわんと。知らんもんばかりで話してもどうにもならないから。

3 番 その辺が、ちょっと何があったか分からないので。

12 番 その辺が、ちょっとこの資料では読めないんですよ。

議 長 それでは、ほかに。

13 番 はい、すいません、この道路、用水路等についても、今まで通り農耕車優先という形で使えるということですか。

12 番 はい、そうです。それはしないようにするということです。

13 番 あくまで、農耕車優先で使えるということですね。

12 番 大型車両は入られないということですね。実際は、話を聞いてみますと、公安の方で、こちらから通すとダメということになっているようです。

議 長 あれは、用水だったっけ、排水だったっけ、書き込みがあるでしょう。14 ページの中に用水だったか、排水だったか既存で残すと言ってたが、みせられるとかどうか、真ん中を通すとか。

12 番 その水路については、開発地から除いております。今のまま残すということで、

議 長 上は被せて、そこは通られるようにするというのではなくて。

12 番 排水の方は、空けておくということですね。高さ的には、ほとんど変わらないと、敷地が、水路とあんまり変わらない高さになるという感じですね。この図面から見ると、切ったり盛ったりするけど、若干違うと思いますが。

議 長 貸倉庫の真ん中を用水や排水が通ると、ボックスを入れなくて。

12 番 用水の方は、このままなるということですね。

議 長 区役とかしないのか。

- 12 番  
議 長 うん、しなきゃならないと  
用水は蓋を被せてあって。蓋を被せてあるなら掃除はしにくく  
ないですか。
- 12 番  
議 長 ゴミが入らないようにしないといけないですね。  
他に質問・ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思  
われる方の挙手をお願いいたします。
- 全委員  
議 長 (全員挙手)  
はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。  
続きまして、申請番号③番これも福島委員の担当ですので、お  
願いします。
- 12 番  
議 長 まずは、19 ページをご覧ください。ホームセンターのすぐ横  
なんですけども、青の部分になります。図面については、20 ペ  
ージ、写真については、22 ページになりますけど、目的とし  
ては、○ページで、農地区分については、農用地区域、地目は  
田、面積は 2 筆で 3,991 m<sup>2</sup>になります。排水に関しては、北  
側、西側は田、申請人につきましては、熊本市内で不動産の仲  
介及び管理をする法人であります。開発工事によって大量の土  
砂が出るということで、この土砂を捨てればゴミですから、  
色々検討したんですが、適当な場所が見つからなかったんで、  
この場所になったと、所有者と話が取れたので 5 条申請にな  
ったと。これは、一時転用になります。土砂の量が 11,500 m<sup>3</sup>、  
高さが約 5 メートルになります。横の道路よりも、ちょっと高  
くなる。17 ページの一般基準の 1 から 10 については、該当す  
る箇所については、周辺農地への影響は、土砂の流出とかはあ  
ると思うので、それを食い止める目的で、緩衝地を 3m から 4m  
ほど設けています。下流の方は農地があります。あの西側は、  
耕作者からの同意を得ています。法的に問題ないので、許可相  
当ということになります。現地確認したときには、くれぐれも  
土砂の流れ出しはさせないでくれというふうに注意はしてお  
ります。それについても、重々に注意しますと。下流側には、  
土嚢を積んで土砂が流出しないようにしておきますというこ  
とでございますので、許可相当というふうに思っております。  
皆様ご審議をよろしく申し上げます。
- 議 長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの  
説明に対してご質問・ご意見はありますか。それでは、  
私の方からこれは農振地域じゃないの。



ムといたしますか、そういう形でできる前触れがあり、これは決定いたしました。〇〇小から 140～150m 離れたところではありますが、〇〇店というところ、ケーキ店ではありますが、この赤い部分に〇〇会(譲受人)の駐車場として、申請がありました。福島委員の説明を聞いておりますと、難しい事例も多いと思いますが、今回の場合は、土地も 2 種農地になりまして、周りに家があって、ちょうど空いていた。私たちもこの近くに住んでいます、なんかここにも建つんじゃないかなと思うぐらいの場所で、話がトントンと決まったようでございます。約 981 m<sup>2</sup>ということになりまして、第 2 種農地で、農地としてぱっとする場所ではございません。28 ページを御覧ください。見てのとおり、草が植わっておりまして、このとおり何も作っていない場所です。24 ページに戻って下さい。農地区分は 2 種農地ということで、ここに美里町の方からデイサービスの連れてこられた車とかを駐車したり、お客様に対してちょうどいいスペースだろうということで。勿論、駐車場のつくりはですね、アスファルトとかセメントとかそういう風にしたら困るなあと思ひまして、資料を見ましたら、砂利敷きでやっていくということで、この辺は、浸透がいいですから雨水も相当薄まるということで、排水等も、水道の方もついているということなので、雨水の方もどういう風になるか心配したんですが、心配は要らないような気がします。ということで一般基準の 1 から 10 の該当事項については、適当と思われまますので、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可いたします。続きまして、申請番号⑤番、これは私の担当ですので、私の方から説明をいたします。

1 番 まずは、場所の確認ですけど、説明資料の 33 ページを開いてください。先般、〇〇の用地ということで、現地確認に皆さん来ていただきました。このコンビニの裏の方ですね。その道を挟んだ場所のところになります。交差点の県道沿いになります。この地図にありますように、〇〇会社の反対側、現在は、水田

が広がっております。総面積が4,433㎡、ここに、〇〇工場が出来るということです。ですが、ここでは、詰め替えるだけだそうで、この裏に、用水というか、小さな川が流れているということですが、こちらに、排水は流すということ、ということは、洗剤等々とかが、紛れて流れることはない、流れることはないかと聞いたところ、商材が洗剤ということで、保健所等々から許可ももらっているということでした。こちらには、浄化槽も据え付けるということでした。これの放水先も裏の川に流すということでした。水問題がクリアしたので、半分は安心したのですが、大体この辺りは物流関係ということで、若干制限がされている地区になりますが、地元から従業員を何名が採用するというので、今回の申請にこぎつけたようです。一般基準の1番から10番については、すべてクリアしてまして、何ら問題はないと思われまます。皆様のご審議はいかがでしょうか。

議 長  
11 番

ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ちょっといいですか。今まで初めて聞いたんですが、農地転用することで、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に指定しないということですが、どういう風なことですか。

議 長

事務局説明を、書式にもよると思いますが、大したことはないと思うんですが、事務局から説明をお願いします。何で、こういう文言になったのか。今私が言ったように、この土地を企業にやって、農業が出来なくなったり、自作地が減って時間があるので、その人たちをうちの会社で雇いましょうという文言を多少並べてあるだけだと思いますが、ちょっと斜め読みした感じがそういう感じが致しますが、事務局どうですかね。

事務局

こちらの雇用協定については、特段決まった様式はございませんが、はっきりしませんが、元々〇〇町でよく3割雇用とか、3割雇用の協定書を基に今回作成したものになります。

議 長  
事務局

それを聞きなはっとじゃなかとよ。

こちらから説明します。そもそも富田会長が言われたように、こちらの農地を売られた方とかも含めたところで、従業員の3割程度を町内から雇用します、今言われたように、農業者の奥さんとか、家族の方とかを含め、3割の雇用をしますという町の協定書になります。

議 長

よろしいですか。

- 8 番  
議 長 私も勤めらるっと。  
どうぞ、暇を持て余してしまうものもおるからですね。他にございませんか。
- 8 番  
議 長 ありません。  
全委員 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。  
議 長 (全員挙手)  
はい、ありがとうございました。続きまして、申請番号⑥番、藤岡委員説明をお願いします。
- 5 番 それでは、資料の 40 ページをお開き下さい。譲受人の資材置場なので、今まで、何度も転用の申請が上がっているところでございます。譲受人の資材置場です。41 ページを見てください。今までも資材置場を拡張、拡張されてきておられまして、4 月 27 日に森田委員と事務局とで現地を確認しております。農地区分は 2 種農地で、畑 1 筆、1,173 m<sup>2</sup>で、青のところですね、右側の 41 ページのバツテンの所も資材置場として整地されております。その左の方に、また資材を活用されるということになります。43 ページの写真をご覧ください。こちらは赤く塗りつぶされているので、写真がよくわからないのですが、こちらは、土地が段下がりになっております。こちらは 6m 程の窪んだ所になりますが、今回はそこに土をいれて、今ある資材置場と同じ高さにして、整地されて使用されているところです。以前排水が、こっちの段下がりの方に流れていくんじゃないかということが、前回転用があった時に、排水の方をきちんとしてくれと申し上げてましたら、そちらは、敷地内の方に流れるのではないかと思ったんですが、敷地内の方に、雨水等の流れについても流れるようにお願いしたのですが、確認したところ、敷地内に流れるように整備してありましたので、今回も敷地内の排水の方向に水が流れるようにしますということで、言われてましたので、お願いしてまいりました。37 ページに戻って下さい。一般基準の 1～10 については、全て適当と判断いたしました。以上のようなことから、許可相当と判断いたしますので、ご審議の方をよろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。只今の説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。大分広くなってきましたね。
- 5 番 どんどんとですね。
- 8 番 もうあそこは、〇〇大学の方には、もう土地はないのかな。

- 5 番 もうちょっと土地は残っていますね。
- 12 番 どんどん広がっていきよっとですね。
- 議 長 そのうち、家がジャンジャン建ってくつとだろ。ございません  
でしょうか。
- 8 番 はい。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
- 全委員 (全員挙手)
- 議 長 はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可  
といたします。それでは、続きまして、申請番号⑦番、これも  
藤岡委員の担当ですので、よろしくをお願いします。
- 5 番 資料の 49 ページ、まずは場所の方を、御船原線の、森田委員  
の老人ホーム〇〇の向かい側の土地になります。農地区分は、  
2 種農地、畑 2 筆の 2,578 m<sup>2</sup>が、転用申請の方が出ておりま  
す。今回の申請者は、町内で認定こども園の建設用地を探して  
いたところ、今回の用地を選定されて、今回の申請に至りまし  
た。こちらは、町、県の方にこども園の認定が進んでいるとい  
うことで、ほぼほぼ間違いなく認定こども園が作られるとい  
うことでした。保育園ですので、車の乗入があるということで、  
地域住民の方にも説明会をされていて、地域の方から御船原で  
はない方、北側の道路からは、送迎の車は乗り入れないでくれ  
ということがあって、御船原の方から大きな道路の方から送迎  
の乗入はするという話をされておりました。園舎とか、グラウ  
ンドとか作られますので、排水関係は、溜枡で集水して南側の  
側溝、町道の方に流すと、生活雑排水については、北側の方  
については、公共下水道が設置してありますので、そっちの方  
に流すということにされております。プールとかもありますので。  
46 ページに戻って下さい。こちらの基準の 1 から 10 の該当  
事項については、適当と判断しております。以上のことから許  
可相当と思えますので、皆様のご審議の程宜しくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明に対して、ご質問、  
ご意見等ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思わ  
れる方の挙手をお願いします。
- 全委員 (全員挙手)
- 議 長 はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可  
といたします。
- 5 番 ちょっと、質問続けてよろしいですか。本当は、その他のとこ

ろで言わないといけないのですが、中座させていただきますので、あの先日、パトロール中に〇〇店の前の〇〇葬祭場の横に「売地」という看板を見られた方いらっしゃらないでしょうか。あちらがですね、どう記憶を辿っても転用申請が出ていなかったもので、事務局に尋ねましたら、「申請は出ていない」と。看板を見ましたら、〇〇不動産とありましたので、事務局の方からそちらに問い合わせさせていただいて、今は、問い合わせで1週間程で、一応撤去の方はされております。なので、気になることがあったら、そういう風に対応して下さるなど思っていたので、ここで紹介させていただきます。

議 長  
5 番  
議 長  
5 番  
議 長

頑張っていますね。

はい、頑張りました。

これからもその調子で頑張ってください。

以上です。

それでは、議案第 20 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 6 ページをご覧ください。

《議案第 20 号を説明》

議 長  
全委員  
議 長  
全委員  
議 長

はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

ありません。

それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。続きまして議案第 21 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 12 ページをお願いいたします。

《議案第 21 号を説明》

議 長  
全委員  
議 長

はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

ありません。

それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告第 13 号から通して事務局の説明をお願いいたします。最後まで

事務局

議案書の 15 ページをお願いいたします。

《報告第 13 号を報告》

議案書の 19 ページをお願いいたします。

《報告第 14 号を報告》

議案書の 29 ページをお願いいたします。

《報告第 15 号を報告》

議案書の 31 ページをお願いいたします。

《報告第 16 号を報告》

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、今までの報告について、ご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

10 番

㊞

11 番

㊞